

大島町復興計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 平成25年台風26号大島町土砂災害からの復興に向け、大島町復興計画を策定するため、大島町復興計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 復興計画案の作成及び調整に関すること。
- (2) その他復興計画の策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員は、町長が委嘱し、その任期は大島町復興計画（案）を提出するときまでとする。

- 2 委員会には委員長及び副委員長を置く。
- 3 委員長及び副委員長は、町長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、会議の際の議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長は、必要に応じて会議に関係ある者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、政策推進課において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年 2月 3日から施行する。